

# 消費者安全法における消費者安全調査委員会規定部分の施行状況について

平成 30 年 5 月 17 日

消費者庁

## I 施行状況の整理の必要性

消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）は、消費者庁関連3法の一つとして、平成21年6月5日公布、同年9月1日に施行された。

消費者庁関連3法の参議院附帯決議においては、「(略) 消費者事故等についての独立した調査機関の在り方について法制化を含めた検討を行う（以下略）」とされている。このため、消費者庁においては、有識者からなる「事故調査機関の在り方に関する検討会」（以下「在り方検討会」という。）を開催し、全14回の議論を経て、平成23年5月にとりまとめが行われた。このとりまとめを踏まえ、消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）に関する規定を盛り込んだ「消費者安全法の一部を改正する法律」（平成24年法律第77号。以下「改正法」という。）が平成24年9月5日公布、調査委員会部分については、同年10月1日に施行された。

改正法附則第3条において、「政府は、この法律（第二条の規定については、当該規定。以下この条について同じ。）の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されている。

改正法のうち調査委員会部分については、平成29年10月1日をもって、施行後5年を経過したことから、今般、何らかの措置を講ずる必要があるか検討するため、平成24年10月1日から平成29年9月末までの施行の状況について整理した。

## II 消費者安全調査委員会設置の目的

前述のとおり、調査委員会は、消費者安全法制定当初からその設置が課題とされていたものであり、設置の目的は、消費者安全法の目的である「消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保する」ことにある。

また、在り方検討会においては、「事故調査の目的は、事故の予防・再発防止にある。（中略）消費者事故等を広く防止することによって消費者が安心して暮らせる安全な社会の実現を視野に入れることが適切であり、事故調査を担う機関・制度はそのための知見をも見出すことを目指すべきである。」とされている。

### Ⅲ 施行状況の整理

以下に、消費者安全法第5章「消費者安全調査委員会による消費者事故等の原因調査等」について整理することとする。

実施状況の把握は、平成24年10月1日から平成29年9月末時点とする。

#### 1. 第1節 消費者安全調査委員会の設置（法第15条～法第22条）

本節では、調査委員会の設置、所掌事務、組織等について規定されている。

##### （1）消費者安全調査委員会の設置（法第15条）

消費者庁に消費者安全調査委員会を置くこととされている。なお、以下の実績に示す部会については、消費者安全調査委員会令（平成24年政令第249号）（参考（1））においてその設置が定められているものである。

##### <実績>

表1 調査委員会及び事故調査部会の開催状況

年度	調査委員会	工学等事故調査部会 （平成28年10月から「製品等事故調査部会」に改称）	食品・化学・医学等事故調査部会 （平成28年10月から「サービス等事故調査部会」に改称）
平成24年度	6回	3回	0回
平成25年度	12回	13回	6回
平成26年度	12回	12回	8回
平成27年度	12回	10回	8回
平成28年度	13回	10回	7回
平成29年度	6回	6回	5回

##### （2）所掌事務（法第16条）

調査委員会の所掌事務として、生命身体事故等<sup>1</sup>の原因及び生命身体事故等による被害の原因（以下「事故等原因」という。）を究明するための調査（以

<sup>1</sup> 生命身体事故等とは、消費者の生命・身体について被害が生じる事故又は事故の兆候のある事態をいう。消費者事故等に包含される概念であり、消費者事故等から財産被害に関する事態を除いたもの。

下「事故等原因調査」という。)を行うこと(第1号)、他の行政機関等による調査等の結果について事故等原因を究明しているかどうかについての評価(以下「評価」という。)を行うこと(第2号)、事故等原因調査又は評価(以下「事故等原因調査等」という。)の結果に基づき、生命身体事故等による被害の拡大又は当該生命身体事故等と同種若しくは類似の生命身体事故等の発生の防止のために有効と考えられる施策や措置について内閣総理大臣<sup>2</sup>に勧告すること(第3号)及び当該施策や措置について内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べること(第4号)、これらの事務を行うために必要な基礎的な調査及び研究を行うこと(第5号)とされており、併せて法律に基づき調査委員会に属された事務とされている(第6号)。

### <実績>

①～④についての各年度及び案件名については、参考(2)に示す。

① 事故等原因調査の実施状況(第1号関連)

- ・調査を終了した案件：9件
- ・調査中の案件：4件

② 評価の実施状況(第2号関連)

- ・評価を終了した事案：3件(※)

(※)うち、2件は、評価後に消費者安全調査委員会が自ら調査を開始。それ以外の1件については、評価を終了とともに、関係行政機関に対して意見を述べた。

③ 内閣総理大臣に対する勧告の実施状況(第3号関連)

- ・なし

④ 内閣総理大臣又は関係行政機関の長への意見陳述の実施状況(第4号関連)

- ・11件(※)

(※)①との差は、②の評価終了時の意見及び「子供による医薬品の誤飲事故」経過報告時の意見。

---

<sup>2</sup> 条文に「内閣総理大臣」とあるもののうち、消費者安全法施行令(平成21年政令第220号)第8条に記載されている「消費者庁長官に委任されない権限」については、本資料において「内閣総理大臣」とし、それ以外については、「消費者庁」とする。

⑤ 基礎的な調査及び研究（第5号関係）

表2 基礎的な調査及び研究

年度	件数	内容
平成24年度	0件	—
平成25年度	0件	—
平成26年度	1件	欧米の消費者安全機関における事例公表のあり方に関する調査
平成27年度	0件	—
平成28年度	0件	—
平成29年度	1件	米国消費者製品安全委員会（CPSC）が管理している事故情報データベース及びThe Susy Safe projectに関する情報収集

**（3）調査委員会の職権及び組織等（法第17条～法第21条）**

調査委員会は、独立してその職権を行うこととされている（法第17条）。

調査委員会は、7人以内の委員で構成し、必要に応じて臨時委員、専門委員を置くことができ、内閣総理大臣が任命することとされている（法第18条及び法第19条）。委員の任期は2年で再任が可能であり、委員、臨時委員及び専門委員は非常勤である（法第20条）。委員長は、委員の互選により選任することとされている（法第21条）。

**<実績>**

① 調査委員会の独立性（法第17条関連）

本条によって、調査委員会は消費者庁長官の指揮命令に服さず、司法や行政機関の判断とは別に独立した判断をすべきことが明らかとなっている。

また、消費者安全調査委員会の事務局機能は、消費者庁消費者安全課内に設置される事故調査室が担っているが、規制・執行を行う担当者・指揮系統ラインとは切り離し、事務局業務に専念できる体制を採っている。

② 委員、臨時委員及び専門委員の任命（法第18条～法第20条関連）

・第1期（任期：平成24年10月1日～平成26年9月30日）

委員：7名（平成24年10月1日付）

臨時委員：19名（平成24年11月5日付）

専門委員：8名（平成24年11月5日付）

追加17名（平成24年12月11日付 ※同日付で1名解任）

- 再追加 3 名（平成 25 年 5 月 9 日付）
- 再々追加 4 名（平成 25 年 7 月 12 日付）
- ・第 2 期（任期：平成 26 年 10 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日）
  - 委員：7 名（平成 26 年 10 月 1 日付）
  - 臨時委員：17 名（平成 26 年 10 月 1 日付）
    - 追加 4 名（平成 26 年 11 月 28 日付）
  - 専門委員：42 名（平成 26 年 10 月 1 日付）
    - ※平成 27 年 6 月 1 日 1 名逝去
    - 追加 4 名（平成 27 年 9 月 25 日付）
- ・第 3 期（任期：平成 28 年 10 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日（予定））
  - 委員：7 名（平成 28 年 10 月 1 日付）
  - 臨時委員：16 名（平成 28 年 10 月 1 日付）
  - 専門委員：38 名（平成 28 年 10 月 1 日付）
    - 追加 11 名（平成 29 年 7 月 12 日付）

### ③ 委員長の選任（法第 21 条関連）

委員長は、委員任期が開始する初回の調査委員会において委員の互選にて選任された。

- ・第一期初会合 第 1 回委員会（平成 24 年 10 月 3 日開催）
- ・第二期初会合 第 25 回委員会（平成 26 年 10 月 24 日開催）
- ・第三期初会合 第 49 回委員会（平成 28 年 10 月 3 日開催）

## （４）職務従事の制限（法第 22 条）

委員長、委員、臨時委員又は専門委員（以下「委員長等」という。）が事故等原因調査等の対象となる生命身体事故等の事故等原因に関係があるおそれがある者であると認めるとき、又はそのような者と密接な関係を有すると認めるときは、委員長等を、事故等原因調査等に従事させてはならないとされるとともに、当該事故等原因調査等に関する会議への出席ができないとされている。

### <実績>

- ① 第 7 回調査委員会（平成 25 年 4 月 26 日）において、「消費者安全調査委員会の委員等の職務従事の制限について」（以下「職務従事制限規程」という。）を審議・決定した（参考（3））。
- ② 調査委員会発足後、平成 29 年 9 月末までに、当該職務従事制限規程に基づき事故等原因調査等への従事及び審議を行う会議への出席を制限した委員、臨時委員及び専門委員の状況について以下のとおりである。

表3 職務従事制限規程に基づく対応

案件名	委員名
ガス湯沸器事故	安部誠治臨時委員
毛染めによる皮膚障害	松永佳世子委員
エレベーターの戸開走行事故(東京都内)	畑村洋太郎委員長
家庭用コージェネレーションの事案	小川武史臨時委員 井上保雄専門委員

## 2. 第1節 事故等原因調査等（法第23条～法第31条）

### （1）事故等原因調査（法第23条）

生命身体事故等が発生した場合において、調査委員会が生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明することが必要であると認めるときは、自ら調査委員会が調査を行うこと（以下「自ら調査」という。）とされている。

第2項において、第1項の事故等原因調査を行うために必要な限度において行うことができる処分、すなわち、調査権限の行使について述べられている。調査委員会は、事故等原因調査を行うため、事故等原因に関係があると認められる者（以下「原因関係者」という。）、生命身体事故等に際し人命の救助に当たった者その他の生命身体事故等の関係者（以下「生命身体事故等関係者」という。）からの報告徴収（第1号）、立入検査（第2号）、質問（第3号）、物件提出・留置（第4号）、現場保全・移動禁止（第5号）、立入禁止（第6号）の処分を行うことができることとされている。

第3項においては、第2項の処分が委員長、委員又は専門委員も可能である旨が述べられている。

第4項においては、前項に示す処分を行う者がその身分を示す証票を携帯及び提示することとされている。

第5項は、処分の権限が犯罪捜査のために認められたものではない旨を述べている。

### <実績>

- ① 事故等原因調査の状況（第1項関連）
  - ・第16条の実績(参考(2))に示したとおり。
  
- ② 処分の状況（第2項及び第3項関連）
  - ・なし

### (2) 他の行政機関等による調査等の結果の評価等（法第24条）

生命身体事故等が発生した場合において、調査委員会が生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため当該生命身体事故等に係る事故等原因を究明することが必要であると認める場合において、他の行政機関等による調査等の結果を得たときは、調査委員会は、他の行政機関等による調査等の結果について評価を行うものとされており（第1項）、評価の結果、当該他の行政機関の長に対し、事故等原因の究明に関する意見を述べることができるとされている（第2項）。加えて、調査委員会による評価の結果、調査委員会が自ら調査を行う必要があると認めるときは、事故等原因調査を行うとされている（第3項）。また、第1項の他の行政機関等による調査等に関する事務を所掌する行政機関の長は、当該他の行政機関等による調査等に関して調査委員会の意見を聴くことができるとされている（第4項）。

### <実績>

他の行政機関等による調査等の結果の評価状況

- ・3件（※）

なお、案件名、評価書の公表時期については、参考(2)のとおり。

（※）うち、2件については評価書公表後に本条第3項を踏まえて、事故等原因調査（自ら調査）を行っている。

### (3) 調査等の委託（法第25条）

調査委員会は、事故等原因調査等を行うため必要があると認めるときは、当該事故等原因調査等に係る調査や研究の実施に関する事務の一部を外部団体や有識者に委託することができることとされており（第1項）、委託を受けた者等は、委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとされ（第2項）、当該委託事務に従事する者は刑法その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなすとされている（第3項）。

### <実績>

表 4 事故等原因調査等に係る調査又は研究の実施に係る事務の委託件数

年度	件数
平成 24 年度	0 件
平成 25 年度	13 件
平成 26 年度	8 件
平成 27 年度	7 件
平成 28 年度	10 件
平成 29 年度	6 件

#### (4) 生命身体事故等の発生に関する情報の報告（法第 26 条）

消費者庁は、生命身体事故等の発生に関する情報を得たときは、速やかに調査委員会にその旨を報告しなければならないとされている。

### <実績>

消費者庁消費者安全課は、生命身体事故等の発生に関する情報を得た場合、事故調査室に速やかに報告を行っている。また、それらについては、適切な時期に調査委員会に報告がなされるとともに、事故等原因調査の端緒情報として利用されている。

#### (5) 内閣総理大臣の援助（法第 27 条）

調査委員会は、非常勤の職員のみで構成され、かつ独自の事務局を有していない。このことを踏まえて、事故調査室に属する職員（以下「事故調査室員」という。）が、調査委員会の求めに応じ（第 1 項）、又は、調査委員会が事故等原因調査の対象として選定する可能性があると判断される生命身体事故等が発生し、これについて直ちに事実確認等を行う必要があるときに、適切な措置をとるべきこと（第 3 項）を定めている。第 2 項、第 4 項及び第 5 項については、調査権限の行使について述べている。

### <実績>

調査委員会の行う事故等原因調査は、参考（4）に示す「図 1 情報入手から事故等原因調査等への流れ」に基づいて行われている。同図に示す緑線より右側の部分は、主に、本条 1 項、緑線より左側の部分は、本条第 3 項の規定に基づき、事故調査室員が実施しているものである。

本条第 1 項の規定に基づく援助は、自ら調査を行う際に計画する調査計画に基づき、事故調査室員によって、関係者への事実確認、事故現場や事故品の写

真の入手等の事実の調査が行われており、これまでに選定した全ての事故等原因調査において実施している。

本条第3項の規定に基づく、事故調査室による適切な処置は、事故発生を知り得た場合の初動調査が該当し、33件の実績がある。

## (6) 事故等原因調査等の申出 (法第28条)

生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため、何人も、調査委員会に対し、事故等原因調査等の申出を行うことができるとされており(第1項)、その際、消費者安全法施行規則(平成21年内閣府令第48号)(参考(5))に定める事項について記載した書面を添えるとされている。申出を受けた調査委員会は、必要な検討を行い、その結果に基づき必要があると判断した場合には事故等原因調査等を行わなければならないとされている(第2項)。また、申出が被害者等<sup>3</sup>からのものであって、重大事故等のうち現に被害が発生した事故(法第2条第7項第1号)に該当するものに係るものであるときは、調査委員会は事故等原因調査等を行うか否かを、また、行わないとしたときはその理由についても、速やかに当該被害者等に通知しなければならないとされている(第3項)。

### <実績>

申出件数・申出の選定件数・申出に係る事故等原因調査等の実施状況は以下のとおりである(参考(6)に申出の分野別内訳を示す。)

表5 申出件数・申出の選定件数・申出に係る事故等原因調査等の実施件数

年度	申出件数	うち生命身体事故等 <sup>(注)</sup>	申出に係る事故等原因調査等の実施件数
平成24年度	73件	63件	5件
平成25年度	57件	48件	0件
平成26年度	40件	33件	1件
平成27年度	29件	29件	0件
平成28年度	50件	46件	0件
平成29年度	19件	18件	2件
合計	268件	237件	8件

(注) 申出の中には、法第2条第6項に規定する生命身体事故等に該当しないものもある。

<sup>3</sup> 被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹(法第28条第3項)

事故調査室が申出を受け付けた場合、同種事故の有無、発生頻度、法律又は安全基準の有無、対策の有無、業界における安全への取組状況等の情報収集を行いつつ、調査委員会に申出の受付状況を報告することとしている。その間、専門委員を始めとする外部有識者の見解を聴取する。調査委員会で選定・不選定を決定するにあたり十分な情報が得られた後に、調査委員会において、選定指針を基に、選定・不選定について決定する。不選定となったもののうち、事故等原因は明らかであるものの、消費者安全確保の見地から有益な情報については、ワンポイントアドバイスを公表（38件）している。また、関係行政機関における対応の余地があると判断したものについては、情報提供レポートを作成し、公表（4件）している。

なお、不選定の中には、過去に同種又は類似の事案の調査を行い、報告書を公表しており、その後、事故等の原因に変更が生じるような新たな証拠又は知見が得られていない事案42件も含まれている。

#### （7）申出を受けた場合における通知（法第29条）

調査委員会が事故等原因調査等の申出を通じて生命身体事故等が発生した旨の情報を得たときは、消費者庁に対し、当該生命身体事故等の概要その他消費者安全法施行規則（平成21年内閣府令第48号）（参考（5））で定める事項を通知するとされている。

#### <実績>

表6 通知件数

年度	申出件数	生命身体事故等の通知件数
平成24年度	73件	63件
平成25年度	57件	48件
平成26年度	40件	33件
平成27年度	29件	29件
平成28年度	50件	46件
平成29年度	19件	18件
合計	268件	237件

#### （8）原因関係者の意見の聴取（法第30条）

調査委員会は、事故等原因調査を完了する前に、原因関係者に対し、意見を述べる機会を与えなければならないとされている。本条は、原因関係者の利益との公正な均衡を保持するとともに、法第31条の規定に基づく報告書の内容

の正確性を確保するために設けられた制度である。

#### <実績>

調査委員会がこれまでに公表した全ての調査報告書について、公表前にあらかじめ原因関係者からの意見聴取を実施している。意見聴取は、別途、「消費者安全法第30条の規定による意見の聴取手続きに関する規程」（平成26年2月21日消費者安全調査委員会決定）（参考（7））に基づいて実施している。

### **（9）報告書等（法第31条）**

調査委員会は、事故等原因調査を完了した場合は、当該生命身体事故等に関する事項を記載した報告書を作成し、内閣総理大臣に提出するとともに、これを公表することとされている（第1項）。その際、少数意見があるときは、当該報告書にそれを付記するとされている（第2項）。また、事故等原因調査を開始した日から1年以内に完了することが困難であると見込まれる状況にあることその他必要があると認めるときは、事故等原因調査の経過を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するとされている（第3項）。

#### <実績>

##### ① 調査報告書及び経過報告の公表実績（第1項関連）

- ・参考（2）のとおり

##### ② 少数意見付記の実績（第2項関連）

- ・なし

### **3. 第3節 勧告及び意見の陳述（法第32条～法第33条）**

#### **（1）内閣総理大臣に対する勧告（法第32条）**

調査委員会は、事故等原因調査等を完了した場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、内閣総理大臣に対し、生命身体事故等の再発・拡大防止のために構すべき施策又は措置について勧告することができるとされ、内閣総理大臣は勧告に基づいて講じた措置について調査委員会に通報（報告）しなければならないとされている。

#### <実績>

調査委員会による勧告の実績

- ・0件

内閣総理大臣に対しては、本条の規定に基づく勧告及び第 33 条の規定に基づく意見の陳述ができる。勧告と意見陳述は共に、相手方に対して法的義務を負わせるものではないものの、勧告は「その申出に沿う相手方の処置を勧めまたは促す（「法令用語辞典（学陽書房）」より）」行為であることから、意見陳述と比較して、より緊急性等が高い事案について行われることが想定される。

現状、調査委員会の意見陳述の実績はあるが、勧告の実績はない。例えば消費者庁に対しては、消費者への注意喚起（第 38 条第 1 項）や、関係行政機関の長等への情報提供（第 38 条第 2 項）など、消費者庁長官へ委任されている措置に係るものについて、消費者庁長官に対する意見陳述を行った。しかし、今後、消費者安全法第 38 条等の規定に基づく内閣総理大臣の権限行使を求める場合、又は、急速に被害が拡大し、直ちに止める必要があるような急迫した危機がある状況など、内閣総理大臣が速やかに各府省庁を束ねて行動する必要がある場合には、勧告を行う必要がある。

なお、勧告は講じた措置について報告義務がある一方、意見陳述にはそれがないという違いはあるものの、以下に示すとおり、運用としては意見陳述を踏まえて講じた施策についてもフォローアップを行っていることから、その点において実質的な差異はない。

## **（２）意見の陳述（法第 33 条）**

調査委員会は、生命身体事故等の再発・拡大防止のために構すべき施策又は措置について、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる」とされている。

### **<実績>**

調査委員会による意見陳述は、これまで評価又は報告書公表と同時に実施した。実施状況は参考（２）のとおり。

## **4. 第 4 節 雑則（法第 34 条～法第 37 条）**

### **（１）情報の提供（法第 34 条）**

調査委員会は、事故等原因調査等の実施に当たり、被害者及びその家族又は遺族の心情に配慮しつつ、当該事故等原因調査等に係る生命身体事故等の被害者やその家族又は遺族に対し、当該事故等原因調査等に関する情報を適時適切に提供することとされている。

### <実績>

調査委員会においては、これまでに報告書を公表した案件について、申出がきっかけとなって調査を行った場合、被害者やその家族又は遺族に対し、調査報告等の公表前など、個別具体の事案に応じて、適時適切に、情報提供を行っている。

特に、申出を調査対象として選定し、かつ申出者が被害者やその家族又は遺族であった案件については、事故調査室員の中から申出者等連絡担当官を指名し、連絡調整にあたっている。

## (2) 関係行政機関等の協力（法第 35 条）

調査委員会は、事故等原因調査等その他の所掌事務を遂行するため、関係行政機関等に対して、資料提供等の必要な協力を求めることができることとされている。

### <実績>

すでに他の行政機関において実施された調査等の結果について本条の規定に基づき協力を求めた実績は以下のとおりである。なお、本条の規定に基づかず、任意の協力が得られている場合もある。

表 7 関係行政機関等に対する協力要請の実績

年度	協力要請の件数／内容
平成 24 年度	2 件（資料提供：2 件、その他協力：0 件）
平成 25 年度	23 件（資料提供：9 件、その他協力：14 件）
平成 26 年度	7 件（資料提供：4 件、その他協力：3 件）
平成 27 年度	16 件（資料提供：10 件、その他協力：6 件）
平成 28 年度	3 件（資料提供：3 件、その他協力：0 件）
平成 29 年度	2 件（資料提供：2 件、その他協力：0 件）

## (3) 政令への委任（法第 36 条）

法に定めるもののほか、調査委員会に関し必要な事項は、政令で定めることとしている。

### <実績>

消費者安全調査委員会令（平成 24 年政令第 249 号）（参考（1））において、部会の設置、議事の在り方、庶務、運営について定められている。同政令第 4 条において、「この政令に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。」とされていることから、消費

者安全調査委員会決定が以下のとおり定められている。

- ・消費者安全調査委員会運営規定（平成 24 年 10 月 3 日）（参考（8））
- ・事故調査部会設置規定（平成 24 年 10 月 3 日、平成 28 年 10 月 3 日一部改正）（参考（9））
- ・事故等原因調査等の対象の選定指針（平成 24 年 10 月 3 日）（参考（10））
- ・消費者安全調査委員会による情報の公表について（平成 24 年 11 月 6 日）（参考（11））
- ・消費者安全調査委員会の委員等の職務従事の制限について（平成 25 年 4 月 26 日）（参考（3））
- ・消費者安全法第 30 条の規定による意見の聴取の手続に関する規程（平成 26 年 2 月 21 日）（参考（7））

#### **（4）不利益取扱いの禁止（法第 37 条）**

調査委員会による調査のための処分に応じて生命身体事故等に関する報告をし、あるいは調査委員会に対して事故等原因調査等の申出をした者が解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと規定している。

#### **<実績>**

これまでに不利益な取扱いを受けた旨の報告はない。

### **5. 附帯決議**

平成 24 年 8 月 1 日、消費者安全法の改正法案の可決に際し、衆議院消費者問題に関する特別委員会において、参考（12）に示す附帯決議、同年 8 月 28 日には、参議院消費者問題に関する特別委員会において、参考（13）に示す附帯決議が付されている。

これらは、（1）事故等原因調査等が完了した場合であっても、究明した事故等の原因に変更を生じる可能性のある新たな証拠や知見が得られた場合の再調査、（2）選定指針の策定、（3）調査委員会の委員の一部の常勤化、（4）円滑な事情聴取の遂行及び警察等の捜査機関との協力、（5）事務局機能の充実強化、（6）報告書を消費者が理解しやすいものにすること、（7）独立行政法人国民生活センターの機能の維持・充実による事故等原因調査等の実効性の向上、である。

## <実績>

- (1) については、実績はない。
- (2) については、参考(10)に示すとおり、事故等原因調査等の対象の選定指針を策定している。
- (3) については、現状は非常勤のみとなっている。
- (4) については、警察による犯罪捜査と調査委員会による事故等原因調査が、それぞれ円滑に実施されるよう、互いに協力することを確認しているところである。
- (5) については、参考(14)に示すとおり、事故調査室員の増員がなされると共に、事故調査に必要な知識について、事故調査室員向けの研修を行うこととしている。
- (6) については、報告書作成に当たり、常に意識しているところである。
- (7) については、独立行政法人国民生活センターとは、事故に関する情報共有を行うとともに、法第25条の規定に基づき、商品テスト部における実験などの委託を行っているところである。

## **IV 施行状況の評価**

調査委員会の活動は、生命身体事故等が発生した場合又は発生のおそれがある場合において、(1) 調査及び評価を行い、報告書を提出及び公表すること、(2) 内閣総理大臣へ勧告すること、(3) 内閣総理大臣及び関係行政機関に意見を述べること、である。

そうした活動を円滑に行うため、(4) 基礎的な調査や研究の実施、(5) 報告聴取、立入検査、質問等の処分の実施、(6) 調査等の委託、(7) 消費者庁の援助、(8) 関係行政機関等の協力、等の方策を採ることが可能となっている。

また、公正・中立な調査を遂行するため、職務従事に関する制限を設定し、委員、臨時委員及び調査を担当する専門委員については、書面を通じて取り扱う調査についての公正・中立性を確認することとしている。原因関係者についても、意見を述べる機会を与えるなど、公正性を保つこととしている。

さらに、調査等の関係者、すなわち、被害者やその家族・遺族については、適時適切に情報を共有するなど、被害者に向き合う事故調査を行うこととしている。

上記について、施行状況の評価を行う。

## 1. 調査委員会の調査内容及びフォローアップ

### (1) 調査内容について

これまでの5年間の活動中に、10件の事故等原因調査等を終了し、報告書の公表及び関係行政機関に対する意見を述べたところである。また、平成29年9月末時点において4件の調査を継続中である。

調査委員会が調査を行う生命身体事故等に関する端緒情報は、法第26条の規定に基づく消費者庁からの生命身体事故等の発生に関する情報及び法第28条の規定に基づく申出である。

生命身体事故等は、分野では、製品使用に関するものからサービス利用に関するものまで、また、事故の発生状況で見れば、製品そのものの安全設計に問題があるもの、メンテナンスに問題があるもの、製品開発当時は業務用であったものが消費者向けに転用されたにもかかわらず安全設計が不十分であるもの、消費者の誤使用が原因となったものとされているが、類似の事故が多数発生しており、単なる一人の誤使用ではないと考えられるものなど、その事故の態様も様々である。このほかに、事故の原因を究明する際には、例えば幼児や高齢者など、要配慮者の行動特性にも目を向けなければならない。

このように広い範囲の生命身体事故等全てについて事故等原因調査等を実施するのは現実的には困難であり、調査委員会は、選定指針に照らして、どの事故等を調査するかの判断を行っている。

この判断材料として、同種事故の発生状況、関係法令、関係機関の取組等の事前の情報収集結果を事故調査室から調査委員会に示す。調査委員会において、これらの情報収集結果を踏まえ、選定指針に照らし、調査の必要性があると認めた場合にその案件を選定して調査を開始する。選定後は、調査計画を策定し、現地調査、再現実験、コンピューターシミュレーション、アンケート調査、ヒアリング調査等を組み合わせて行い、それらを総合して結論、それに基づく再発防止策を示している。

#### ① 調査期間

上記のような選定後の調査の調査期間は、選定から調査終了まで、長いもので3年8か月、短いものでも11か月であった。

調査のうち、現地調査以外の再現実験やアンケート調査等は、外部委託作業となることから、一つの作業について、入札、委託事業者の選定、調査、調査結果の分析、納品まで、最低3～4か月が必要となる。

その後、これらを総合し、調査結果の取りまとめに2～3か月、また、取りまとめを基にした執筆作業、原因関係者からの意見聴取及び申出者への事前説

明手続きに4ヶ月程度が必要となる。

このように、一つの調査には必要な複数のプロセスが存在し、一定程度の時間を要する。また、上記のとおり生命身体事故等が多岐に渡ることから、調査の在り方をルーティン化することは困難である。このように、それぞれ調査手法が異なることも一定程度の時間を要する理由である。

しかしながら、事故等原因調査等は、事故の再発防止のために実施していることから、再発防止策を示し、実施されるまでの期間は短いほうが望ましいことは明らかである。

調査を効率的に実施し、できる限り短い期間で調査を終了しようとする場合、調査途中で調査の追加や方針変更が起こらないよう、事故に関する事前の情報収集及びそれに基づく調査計画の充実が不可欠となる。

無論、調査が進み、事故等の原因が明らかになるにつれて、調査が追加的に必要となることは避けられない場合もあるが、調査計画の作成段階であらゆる可能性に目を向けておくことが、効率的な調査を実現するために必要である。

## ② 事前の情報収集

①に示すとおり、調査期間をできる限り短くするにあたっては、事前の情報収集及びそれに基づく調査計画が重要となる。

事前の情報収集は、同種事故を事故情報データベース<sup>4</sup>（以下「事故DB」とする。）等、消費者庁に一元化された消費者事故等の情報を活用することになる。

消費者庁への消費者事故等の情報の一元的な集約及び分析体制の整備は、事故の重大性や広がり等の早期把握と適切な対応の確保を目指したものであるが、それらの情報においては、調査委員会の行う事故等原因調査等で必要不可欠となる情報、例えば、事故が発生した状況、関連する可能性のある製品や使用状況、事故に関わった個人の情報、被害の重篤度といった事故の結果、などの項目が不十分である。

こうした事故等原因調査等に必要な情報については、調査委員会が、消費者庁や情報提供者である事業者、医療機関、被害者等に対して、必要性や重要性について説明し、調査委員会への情報提供を働き掛けていくことが重要である。

---

<sup>4</sup> 消費者庁が独立行政法人国民生活センターと連携し、関係機関から「事故情報」、「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システム（平成22年4月正式運用開始）

### ③ 調査対象

#### (ア) 個別の事故調査とテーマ選定による事故調査

調査委員会発足当初は、エレベーター事故、ガス湯沸かし器事故等、個別の事故を調査することが想定されていたが、類似事故が発生していた機械式立体駐車場事故を選定した以降は、個別の事故を調査対象とするほか、同種事故も幅広く調査して、原因を究明し、再発防止策を導き出す調査手法、いわゆる「テーマ選定」による事故調査を採ってきたところである。

これまでの調査内容を鑑みれば、個別の事故調査とテーマ選定による事故調査の調査内容について異なるところはなく、個別の事故調査であっても、同業事業者における対応など、事故の背景要因の可能性についても調査していることから、個別の事故調査かテーマ選定による事故調査かという点は、重要ではない。

ただし、テーマ選定を行った場合、対象となる事故の範囲が広がることから、関係者の範囲も広がることとなる。このことは、公正・中立を維持するために設けている職務従事制限の範囲も広がり、当該事故に関する専門性を有する者が職務従事制限の範囲内となり、事故の原因究明に必要な知見を得られなくなるおそれもある。

公正・中立と専門性のバランスをとるためには、個別の事故調査を念頭においている委員会発足当初に決定された消費者安全調査委員会の委員等の職務従事の制限について(以下「職務従事に関する委員会決定」という。)(参考(3))を見直す必要があり、平成29年以降、調査委員会において見直しの検討をしているところである。

#### (イ) 申出と事故情報

##### (i) 申出

事故等原因調査等の申出の目的は、申出に係る事故等による被害の個別救済に寄与することではなく、調査委員会が事故等原因調査等に必要となる生命身体事故等の情報を広く収集することにある。そのため、全ての申出を調査するのではなく、申出に係る事故に関連する情報を収集し、選定指針に照らして、選定・不選定を調査委員会において決定することが妥当である。

他方、このような申出に係る事故に関連する情報は、選定した事案については、それらの情報収集結果が調査の基礎となるが、不選定となった事案についても、情報収集内容が消費者安全の確保の見地から有益である場合も考えられる。こうした場合には、消費者向けのワンポイントアドバイスの公表や、何らかの対応をとる余地があると判断した場合における関係行政機

関に対する情報提供を行い、必要な対応がなされることを促している。

こうした取組についても、消費者安全の確保の見地からは有益なものと考えられ、引き続き取り組む必要がある。

#### (ii) 事故情報

選定指針に照らして、事故等原因調査等の可能性がありながらも、これまで事故等原因調査が行われていない事故に、「笹子トンネル天井板事故」（平成24年12月2日発生）、「軽井沢スキーバス事故」（平成28年1月15日発生）がある。

これらについては、国土交通省にそれぞれ「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会」、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」が開催され、いずれも、原因究明・再発防止策を含む報告書が公表されており、再発防止策についても関係行政機関によって対応されているところである。

今後、事故の再発防止の観点から、関係行政機関による対応が不十分と調査委員会が判断した場合には、必要な調査を行い、意見等を示すべきである。

#### ④ 調査における倫理的な課題

調査委員会の行う調査は、機械や設備を対象とする場合のみならず、それらを使用した人の使用実態が原因と考えられる場合も多く、使用実態や事故の状況を聴取したり、また、必要があれば被験者を募って実験を行う可能性もある。

このように、「人を対象とする」調査については、調査対象者の身体及び精神に対して大きな影響を与える場合があり、倫理的な問題が生じる可能性があることから、特別な配慮が必要と考えられる。

大学や研究機関<sup>5</sup>では、研究者が人間の尊厳及び人権を守るとともに、適正かつ円滑に研究を行うことができるよう、独自の倫理審査基準を定めたり、倫理審査機関を持っていたりするが、現状の調査委員会はそのような基準や機関を持ち合わせていない。

調査委員会は、様々な知見を持つ有識者による合議体であり、「人を対象とする」調査についても、倫理的な問題も含めて客観的な判断を行うことができる。その一方で、倫理的な問題については、特に配慮が必要であり、外部の倫理審査機関に審査を委託し、第三者の見解を得ることも必要と考えられる。

どのような調査において第三者の見解を必要とするかについて、平成28年

---

<sup>5</sup> ここでいう大学や研究機関とは、主に工学系を意味する。関連する領域の状況について付言すれば、人を対象とする医学系研究の実施にあたっては、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年12月22日、平成29年2月28日一部改正）（文部科学省、厚生労働省）に示された原則を踏まえることとされている。

10月以降、調査委員会で検討を行っている。

## **(2) 調査のフォローアップについて**

調査委員会の意見は、意見先行政機関において、再発防止に資する具体的な施策を講じることが期待される。

具体的な施策には、すぐに対応できる消費者への注意喚起から一定の時間を要する制度の変更又は研究の推進など様々であるが、調査委員会では、意見に対する施策の実施状況を把握するため、報告書公表及び意見陳述後、おおむね1年をめぐりにフォローアップを行うことを第43回調査委員会（平成28年4月15日開催）において決定した。

フォローアップは、事故DBによって事故の発生頻度や重篤度の変化を検証するとともに、意見に対する施策の実施状況について、意見先行政機関から書面にて回答を受け、それを基に委員会から事前の質問を用意し、それらの質問に対して、調査委員会を公開し、委員と意見先行政機関との間で意見交換を行うこととしている。また、2年目以降についても、対応状況について意見先行政機関に対して書面での提出を求めることとしている。

このような「意見→対応→対応に対する評価→対応」を繰り返すことにより、事故の再発防止が図られるものと考えられるため、フォローアップは継続的に行うべきである。

ただし、調査件数が増えれば、比例してフォローアップ件数も増えるため、2年目以降のフォローアップについては、どのように進めていくべきかについて調査委員会で検討する必要がある。

## **2. 円滑な活動のための方策**

### **(1) 調査権限の行使**

法第23条第2項各号に規定されている調査権限行使の実績はないが、これは、これまで、任意の協力により、十分な情報が入手できていることによるものである。

今後、任意の協力が得られず、十分な調査ができないと判断した場合には、権限行使する必要がある。

### **(2) 調査の委託**

調査は、必要に応じて、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）やその他民間調査機関に依頼しているところであり、自ら実験研究施設等を有する組織ではない調査委員会として、必要な協力が得られ

ているものと考えられる。

事故等原因調査のための製品等の確認、再現実験等に関する国民生活センターへの依頼については、その内容については書面にて行うこととしているが、実験に係る類似品の購入、実験の経費等については、国民生活センターの商品テスト費からの支出となっている。事故等原因調査等において再現実験等が必要となり、かつ、国民生活センターの知見を活用することが望ましい場合には、経費も相当額に上ると考えられることから、例えば、調査委員会の調査費の中から国民生活センターへの調査委託ができるようにするなど、より効果的な仕組みを検討すべきである。

その他、民間調査機関に委託する調査に関しても、再発防止策検討のための調査であり、迅速性が求められることから、入札に基づく契約によって、時間を要することは望ましくなく、何らかの対応が可能かどうか検討すべきである。

さらに、消費生活用製品等の事故については、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）が独自に原因究明を行っている場合もある。それらの情報を基にして更に消費者の視点からの調査を行うことは調査の効率性の観点からも有効と考えられる。したがって、引き続き同機構との連携を行うべきである。

### **（３）消費者庁の援助**

万一、事故が発生した際には、原因究明に必要な情報は事故発生当初の方が充実していると考えられることから、迅速な初動調査が重要である。法第 27 条の規定により、事故調査室の判断により、事故発生当初に初動調査が可能となっていることがこれまでも有効に活用されており、引き続き、事故発生当初の調査を、可能な範囲で行うべきである。

### **（４）関係行政機関等の協力**

法第 35 条の規定に基づく関係行政機関等からの協力は、資料提供等、十分得られている。

特に、警察については、初動調査のみならず、類似事故など、過去に発生した事故に関しても、事故現場の所轄警察による協力が不可欠であるところ、円滑な協力が得られていることが事故情報の入手に寄与している。

このような関係行政機関等との協力は、引き続き行うべきである。

## **3. 公正・中立な調査の確保**

## **(1) 委員等の職務従事に関する制限について**

### **① 職務従事に関する制限**

公正・中立な調査の遂行のためには、調査の関係者の意見を幅広く聞き、それらから事故の原因を導き出し、再発防止策や意見を述べる必要がある。

このためには、調査に関わる委員、臨時委員及び担当専門委員の公正・中立性を確保する必要がある。この点については、委員会決定において、職務従事に関する制限を設け、制限に抵触する委員は審議や決議に参加しないこととしていることは、公正・中立の確保に資するものと考えられる。

### **② テーマ選定に係る問題点**

一方で、1.(1)③に述べたとおり、調査委員会の発足時には、調査委員会による調査は個別の事故を対象とすることが想定されており、職務従事に関する制限についても、その観点を踏まえ委員会決定を定めたものであるが、その後の調査においては、テーマ選定による事故調査が多い状況となっている。

そのため、選定されるテーマの範囲や内容によっては、原因関係者等が当該テーマに関連する業界全体に及ぶ可能性があり、その場合には、調査に関わることのできる委員等の確保が困難になるおそれもあることから、公正・中立性を適切に確保しつつ、調査の実効性を最大限に得ることができるよう留意する必要がある。

## **(2) 原因関係者からの意見聴取について**

これまでに調査を終了した9件全てにおいて、当該事案の審議のしかるべき時期に、原因関係者を特定し、報告書がほぼ確定した段階で原因関係者からの意見聴取を行っている。

なお、意見聴取の対象は、原因関係者である旨が法第30条の規定において定められており、原因関係者が法人である場合には、その代表権を有する者によるものと考えられるが、大規模な組織の場合、代表権を有する者の確認をとるプロセスに一定程度の時間がかかる場合があり、代表権を有する者以外が回答することを原因関係者が希望する場合がある。

原因関係者の利益との公正な均衡を保持するとともに、報告書の内容の正確性を確保するために設けられた制度であることを考慮すれば、原因関係者の組織内で責任を持って回答できる立場にある者からの意見については受け付けるなど、柔軟に運用する必要がある。

## **(3) 情報の公開について**

### ① 調査報告書等における事業者の名称等の記載

調査委員会の公表する報告書、評価書及び経過報告に、当該事故等に関する事業者名、製品・施設・役務の名称等を実名で記載すべきか否かについては、原則公表としつつも、事案に応じて決定することとしている。

これまでの調査<sup>6</sup>のうち、特定の事故を調査したエレベーター事故については、事故の原因関係者である事業者名及びエレベーター設備の型番について報告書に記載した。これは、事故の原因の一つである設備に特徴が見られたこと、報道等により公になっている程度が大きかったこと等を考慮し、実名の記載が必要と判断したものである。

他方、それ以外の調査案件においては、被害者の特定につながることで、特定企業の製品の問題ではなく、同種製品に広く共通する問題であり、共通した再発防止策が必要であるとの観点から、実名を記載していない。

引き続き、再発防止・被害拡大防止のために、事故に関する情報を可能な限り共有するために実名を記載するか、特定企業の利益を不当に害するおそれはないか、という観点を考慮しつつ、報告書作成の際に十分な議論を行う必要がある。

### ② 事故等原因調査等（審議状況）

調査委員会の事故等原因調査については、委員会の活動状況や意思決定についての透明性の確保の要請がある一方で、調査の密行性、調査委員会での自由な議論が可能となる環境の確保、更には事故等の原因関係者その他の関係者の正当な利益を害さないという要請もあり、両者のバランスをとる必要がある。

これらを踏まえ、現状、個別事案の審議については、非公開で行うこととしており、審議内容については、毎回の委員会終了後の委員長会見や議事要旨において公表しており、審議の透明性確保のため、引き続き同様の対応が求められる。

なお、フォローアップに係る関係行政機関からのヒアリング等、個別事案の審議以外については、公開の審議としている。

### ③ 事故等原因調査等（調査過程で得られた資料）

消費者安全調査委員会による情報の公表について（平成 24 年 11 月 6 日）（参考（11））において、事故等原因調査の内容及び結果の公表は、報告書によるとされており、調査により収集した情報、分析等のデータ、調査従事者の意見等の原資料は、報告書を決定した調査委員会の判断を尊重する観点から、

---

<sup>6</sup> ガス湯沸器事故については、評価書であり、すでに関係行政機関の調査で実名が明記されていたため、評価書においても同様の扱いとした。

報告書の公表後においても公表しないこととしている。

一方で、調査の一環として行った実験等の結果は、消費者に向けた分かりやすさ等の観点からは、報告書に掲載すべきでない判断したものであっても、消費者安全の確保の観点から、更なる研究等を他の行政機関又は研究機関において進めるに当たり、貴重な情報である場合もあると考えられる。

したがって、報告書を決定した調査委員会の判断を尊重する観点及び消費者に向けた分かりやすさと消費者安全の確保に向けた学術的観点を踏まえ、報告書に掲載しないものの重要と考えられる原資料については、報告書を決定した調査委員会が、報告書公表後速やかに報告書の別添として公表できるよう、準備すべきである。

#### ④ 事故等原因調査等（事後）

②のとおり、個別事案に係る審議は非公開とする必要があるが、報告書を公表した事案については、調査委員会における意思決定の透明性の確保の観点から議事録を公開すべきとの議論もあり得ると考えられる。一方、報告書を公表した事案であっても、その後、類似の事故が発生した場合には、再度調査を行うことも考えられ、審議については、公開すべきではないという考えもある。

どちらが望ましいかについては、今後、他の審議会等の審議状況を参考にしつつ、検討すべき課題である。

## 4. 申出者等との関係

被害者に向き合う事故調査を行う必要性については、在り方検討会においても検討され、被害者支援室の設立についても言及されていたところである。これらを踏まえ、申出者等連絡担当官を配置し、申出者等の対応にあたっているところである。具体的には、報告書の公表前に、報告書についての説明を行うほか、フォローアップについても声かけを行うなど、当該事故についての情報の共有に務めているところであり、このような申出者等に向き合う取組は継続して行うべきである。

## 5. その他組織の在り方

### （1）委員の常勤化

附帯決議で述べられている委員の常勤化に関しては、5年間の活動実績を振り返ってみても、委員が非常勤であるために発生した調査の支障は見当たらない。特に、委員は、事故調査全般に通じる理念や考え方に関する専門性、消費

者安全の考え方に関する専門性を有する者に就任頂く必要があることを踏まえれば、常任で任に当たることができる者は極めて限られることから、非常勤で任に当たることが望ましいと考えられる。

## **(2) 専門委員の役割**

消費者事故は多種多様であることから、あらゆる分野の専門家を専門委員として任命している。専門委員は、その専門性に応じて、事前の情報収集の際に見解を述べたり、また、担当専門委員として指名された場合には、現地調査を含め、調査及び分析を実際に行う。また、報告書作成に当たって、専門的見地から助言を行う。

このように、特に担当専門委員は、調査に関する拘束時間も相当程度であることから、できるだけ機動的に動ける者が多数任命されている体制であることが望ましい。

## **(3) 事務局機能の強化**

事務局機能の強化については、調査内容の充実や迅速化のためにも引き続き資質の向上を図るとともに、室員の増員を検討すべきである。増員については、可能な限り専門性を重視すべきである。

調査の対象となる消費者事故は多種多様であり、分野も多岐に渡る。全ての分野に専門的知識を持つものを配置することは困難であるが、事故調査を進めていく上で、安全の考え方や事故調査の在り方等の基礎的な知識を持つことは不可欠であり、有識者による講義を定期的に行っているところである。こうした取組は、継続的に行うべきであり、その際、事故の被害者の心情に関する研修や被害者遺族からの講演も被害者に寄り添う事故調査のために必要なものと考えられる。また、平成 29 年度から開始した消費者庁若手職員の海外事故調査機関における研修は、長期的な人材育成の観点から継続的に行うべきである。

## **(4) 情報発信**

事故等に関する再発防止策は、原因関係者のためだけに示されたものではなく、消費者が安心、安全そして豊かな生活を送るためには、関係する行政機関、事業者及び消費者が事故の危険性を認識し、再発防止に努めなければならない。

このように、調査委員会の示す再発防止策が広く認知され、実施されるためには、調査委員会の活動を広く周知するとともに、再発防止策が社会で共有されることが必要である。

このため、ニューズレター「消費者安全調査委員会の動き」を発行するほか、

消費者安全調査委員会のリーフレットを作成し、消費者庁の行う会議で配布したり、外部への講師派遣を行っているところである。引き続き、機会があるごとにこのような取組を進めるべきである。

## **V. 結論**

これまでの調査委員会の5年間の活動を踏まえれば、その法整備や政令は十分なものであると考えられる。

選定から報告書の公表までの期間については、発足当初から直近を比較すれば、徐々に短縮されているものの、1件当たり1年から1年半程度となっている。

今後は、1案件の調査期間を可能な限り短縮すべく、事前の情報収集段階及び調査計画の作成段階において、原因究明に関連する事項を幅広く検討できるよう、事故調査室員の資質向上及び増員が非常に重要だと考えられる。

また、これまで公表した調査案件については、その知見を社会が共有できるよう、様々な方法で発信していくことが望まれる。

以上

## 参考

## (1) 消費者安全調査委員会令（平成二十四年政令第二百四十九号）

内閣は、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第三十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（部会）

第一条 消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 調査委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって調査委員会の議決とすることができる。

（議事）

第二条 調査委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 調査委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 調査委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前三項の規定は、部会の議事について準用する。

（庶務）

第三条 調査委員会の庶務は、消費者庁消費者安全課において処理する。

（調査委員会の運営）

第四条 この政令に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

(2) 表1 評価、報告書及び経過報告の公表実績

案件名	選定	報告書等公表(※)	意見
ガス湯沸器事故	24年11月	26年1月評価書	—
幼稚園で発生したプール事故(神奈川県内)	24年11月	25年10月经過報告 26年6月報告書	内閣府 文部科学省 厚生労働省
機械式立体駐車場事故	25年7月	26年7月報告書 27年1月解説書	消費者庁 国土交通省
家庭用ヒートポンプ給湯機事案	24年11月	25年10月经過報告 26年12月報告書	消費者庁 公害等調整員会 経済産業省 環境省
エスカレーター事故	24年11月	25年6月評価書 26年6月经過報告 27年6月報告書	消費者庁 国土交通省
毛染めによる皮膚障害	26年10月	27年10月報告書	消費者庁 厚生労働省
子供による医薬品誤飲事故(※2)	25年12月	26年12月经過報告 27年12月報告書	消費者庁 厚生労働省
ハンドル形電動車椅子を使用中の事故	26年11月	27年10月经過報告 28年7月報告書	消費者庁 厚生労働省 経済産業省 国土交通省
エレベーターの戸開走行事故(東京都内)	24年11月	25年8月評価書 26年7月经過報告 28年8月報告書	国土交通省
体育館の床から剝離した床板による負傷事故	27年9月	28年9月经過報告 29年5月報告書	文部科学省
家庭用コージェネレーションシステムの事案	○年○月	28年11月经過報告 (調査中)	—
住宅用太陽光発電システムから発生した火災等事故	28年10月	29年9月经過報告 (調査中)	—
玩具による子供の気道閉塞事故	28年11月	29年10月经過報告 (調査中)	—

電動シャッター動作時の事故	29年7月	(調査中)	—
---------------	-------	-------	---

(※1) 報告書公表には、評価書、経過報告公表も含まれる。

(※2) 経過報告時にも意見を陳述

### (3) 消費者安全調査委員会の委員等の職務従事の制限について

消費者安全調査委員会の委員等の職務従事の制限について

平成 25 年 4 月 26 日  
消費者安全調査委員会決定

(総則)

第 1 条 消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）の委員、臨時委員又は専門委員（以下「委員等」という。）の職務従事の制限については、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(対象)

第 2 条 本規程は、個別の生命身体事故等についての事故等原因調査等並びにこれに関する調査委員会及び事故調査部会（以下「調査委員会等」という。）における審議（以下「調査審議等」という。）に適用する。

(制限の範囲)

第 3 条 調査委員会等は、その所属する委員等が次に掲げる場合に該当するときは、当該委員等を調査審議等に参加させないものとする。

- 一 生命身体事故等が発生した製品、施設、役務等（以下「事故品等」という。）の製造者、施設管理者・所有者、役務提供者、事故品等の開発・設計に関わった者、保守点検・メンテナンスを行った者などのうち、当該個別の生命身体事故等に照らして事故等原因に関係があるおそれがあると認められる者（以下「関係事業者等」という。）である場合
- 二 関係事業者等の役員及び従業員、又は事故発生時の 3 年前以降にこれらの職にあった場合
- 三 顧問など、関係事業者等から相談を受け意見を述べる役職に就いている者、又は事故発生時の 3 年前以降にこの役職に就いていた場合
- 四 関係事業者等の役員及び従業員の配偶者又は 1 親等以内の親族である場合
- 五 関係事業者等の株式を、発行済株式総数の 5 % 以上保有している場合
- 六 委員等の参画する研究等について、関係事業者等から、次条に規定する確認書の提出日の属する年度を含む過去 3 年度のうち、いずれかの 1 年度において、下記のいずれかに該当する金額（金品を換算した金額を含む。）の金品等を受領した場合。

【経済的利益の種類】

特許使用料

【企業ごとの金額】

100 万円以上

講演料、会議日当等	50万円以上
原稿料	50万円以上
研究費（受託研究費、共同研究費、奨学寄附金）	200万円以上
その他（旅行、贈答品）	5万円以上

- 七 事故品等と同種の製品、施設、役務等を製造、管理・所有、提供する事業者及びその従業員、役員である場合
- 八 関係事業者等の所属する事業者団体の役員、従業員である場合
- 九 被害者及び被害者の配偶者又は4親等以内の親族（3親等の姻族を除く。）である場合
- 十 申出者及び申出者の配偶者又は1親等以内の親族である場合
- 十一 当該生命身体事故等に関する訴訟（既に終了したものを含む。）又は関係事業者等を当事者とする類似事故に関する訴訟（継続中のものに限る。）の訴訟代理人である場合
- 十二 当該生命身体事故等に関する刑事事件（既に終了したものを含む。）又は関係事業者等を被告人とする類似の刑事事件（継続中のものに限る。）の弁護士及びこれらの刑事事件に被害者又は当該被害者の法定代理人から委託を受けて被害者参加した弁護士である場合
- 十三 評価の対象となる「他の行政機関等の調査等」に参画した者である場合
- 十四 当該生命身体事故等についての関係事業者等による調査に参画した場合
- 十五 事故品等の基準の制定に参画した場合
- 十六 その他調査審議等の中立公正を害するおそれがあると認められる場合（確認書の提出）

第4条 委員等は、調査審議等の対象となる生命身体事故等ごとに、前条に該当する事実の有無を記載した確認書を委員長に提出するものとする。

- 2 委員等は、前項の確認書を提出した後に、前条に掲げる場合に該当することとなったと思われる場合には、速やかにその旨を記載した確認書を委員長に提出するものとする。

（調査審議等への不参加）

第5条 委員等が第3条に該当することが明らかになった場合には、委員長又は事故調査部会長は、当該生命身体事故等の事故等原因調査等を担当させないこととし、当該生命身体事故等に係る審議が行われている間は当該委員等を審議会場から退出させるなど、必要な措置を講じるものとする。

- 2 委員長又は事故調査部会長が第3条に該当することが明らかになった場合には、委員長代理又は事故調査部会長代理が前項の措置を講じるものとする。

附 則 この規程は、平成25年4月26日から施行する。

(参考) 第4条の確認書の様式例

<p>○○【製造者】</p> <p>●●【保守点検業者】</p> <p>… (事故等原因に関係があるおそれがある者) との関係</p>	
現在、役員・顧問等・従業員である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
平成**年から現在までの間に、役員、顧問等、従業員であったことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
役員、従業員に配偶者又は1親等以内の親族がいる。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
発行済株式総数の5%以上の株式を保有している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
平成**年度以降のいずれかの1年度に、次の経済的利益を受け取ったことがある。	
・100万円以上の特許使用料	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
・50万円以上の講演料、会議日当等	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
・50万円以上の原稿料	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
・200万円以上の受託研究費、共同研究費、奨学寄附金	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
・5万円以上の旅行、贈答品等	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他	
××(事故品等)と同種の【製品】を【製造する】事業者の従業員・役員である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
△△事業者団体の役員、従業員である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
▲▲(被害者)の配偶者又は4親等以内の親族(3親等の姻族を除く)である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
▽▽(申出者)の配偶者又は1親等以内の親族である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
本件事故に関する訴訟(既に終了したものを含む。)又は原因関係者等を当事者とする類似事故に関する訴訟(継続中のものに限る。)の訴訟代理人である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
本件事故に関する刑事事件(既に終了したものを含む。)又は関係事業者等を被告人とする類似の刑事事件(継続中のものに限る。)の弁護人及び当該刑事事件に被害者又は当該被害者の法定代理人から委託を受けて被害者参加した弁護士である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
▼▼調査委員会の委員として本件事故について調査を行った。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
これまでに、関係事業者等による本件事故の調査を行ったことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
××に関する基準を策定した当時、□□委員会の委員であった。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
○その他、調査の中立性への影響が懸念される事項があれば、記載してください。	
<p>○○【製造者】</p> <p>●●【保守点検業者】</p> <p>… (事故等原因に関係があるおそれがある者) との関係</p>	
現在、役員・顧問等・従業員である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

平成**年から現在までの間に、役員、顧問等、従業員であったことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
役員、従業員に配偶者又は1親等以内の親族がいる。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
発行済株式総数の5%以上の株式を保有している	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
平成**年度以降のいずれかの1年度に、次の経済的利益を受け取ったことがある。	
・100万円以上の特許使用料	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
・50万円以上の講演料、会議日当等	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
・50万円以上の原稿料	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
・200万円以上の受託研究費、共同研究費、奨学寄附金	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
・5万円以上の旅行、贈答品等	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他	
××(事故品等)と同種の【製品】を【製造する】事業者の従業員・役員である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
△△事業者団体の役員、従業員である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
▲▲(被害者)の配偶者又は4親等以内の親族(3親等の姻族を除く)である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
▽▽(申出者)の配偶者又は1親等以内の親族である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
本件事故に関する訴訟(既に終了したものを含む。)又は原因関係者等を当事者とする類似事故に関する訴訟(継続中のものに限る。)の訴訟代理人である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
本件事故に関する刑事事件(既に終了したものを含む。)又は関係事業者等を被告人とする類似の刑事事件(継続中のものに限る。)の弁護士及び当該刑事事件に被害者又は当該被害者の法定代理人から委託を受けて被害者参加した弁護士である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
▼▼調査委員会の委員として本件事故について調査を行った。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
これまでに、関係事業者等による本件事故の調査を行ったことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
××に関する基準を策定した当時、□□委員会の委員であった。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
○その他、調査の中立性への影響が懸念される事項があれば、記載してください。	

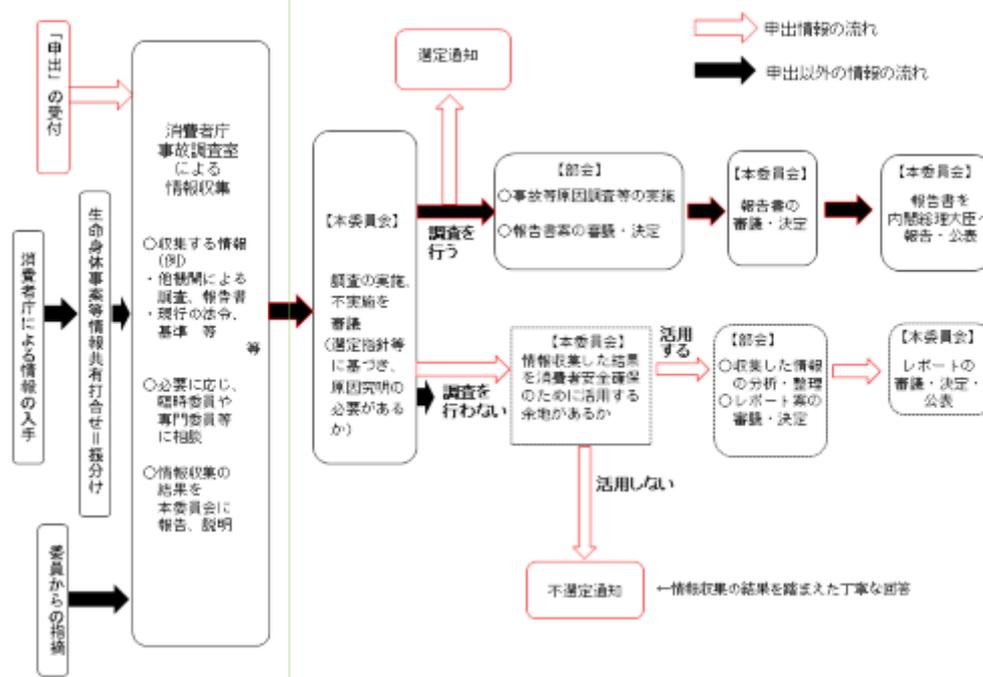
平成 年 月 日

消費者安全調査委員会委員長 殿

氏名 \_\_\_\_\_ 印

#### (4) 情報入手から事故等原因調査等への流れ

情報入手から事故等原因調査等への流れ



## (5) 消費者安全法施行規則（平成二十一年内閣府令第四十八号）（抜粋）

（申出）

第十条 法第二十八条第一項の申出は、消費者安全調査委員会の定める様式による申出書を提出して行うものとする。

2 法第二十八条第一項の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申出者の氏名、住所、電話番号その他の連絡先
- 二 申出者と当該申出に係る生命身体事故等の被害者との関係（被害が生じた生命身体事故等の場合に限る。）
- 三 申出者が法人であるときは、その商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名、連絡担当者の氏名及び電話番号その他の連絡先
- 四 生命身体事故等が発生した日時及び場所
- 五 生命身体事故等の態様
- 六 生命身体事故等の原因となった商品等又は役務を特定するために必要な事項
- 七 生命身体事故等の原因となった商品等の現状及びその所有者、所持者又は保管者
- 八 被害の状況（被害が生じた生命身体事故等の場合に限る。）
- 九 被害を被った者及び消費安全性を欠く商品等又は役務の使用等が行われた事態において当該使用等を行った者（法定代理人を含む。）への連絡の可否並びに可能な場合はその氏名及び連絡方法
- 十 事故等原因調査等の必要性に関する申出者の意見
- 十一 その他生命身体事故等及び事故等原因調査等の必要性に関する事項

（消費者安全調査委員会による情報の通知）

第十一条 法第二十九条第一項の通知は、書面、口頭その他消費者庁長官が適当と認める方法によって行うものとする。ただし、口頭によって行った場合は、速やかにその内容を書面その他消費者庁長官が適当と認める方法で提出しなければならない。

2 法第二十九条第一項の内閣府令で定める事項は、重大事故等が発生した日時及び場所、当該重大事故等が発生した旨の情報を得た日時、当該重大事故等の態様、当該重大事故等の原因となった商品等又は役務を特定するために必要な事項並びに被害の状況（被害が生じた重大事故等の場合に限る。）とする。

3 法第二十九条第二項の通知は、書面その他消費者庁長官が適当と認める方法によって速やかに行うものとする。

4 法第二十九条第二項の内閣府令で定める事項は、生命身体事故等が発生した日時及び場所、当該生命身体事故等が発生した旨の情報を得た日時、当該生命身体事故等の態様、当該生命身体事故等の原因となった商品等又は役務を特定するために必要な事項並びに被害の状況（被害が生じた生命身体事故等の場合に限る。）その他当該生命身体事故等に関する事項とする。

## (6) 事故等原因調査等の申出件数・分野別内訳

表2 事故等原因調査等の申出件数・分野別内訳

		29年度	28年度	27年度	26年度	25年度	24年度
分野別内訳	食品	—	4	—	1	5	6
	製品	15	37	26	29	31	40
	施設	2	3	1	3	3	7
	役務	1	6	2	4	10	11
	その他	1	—	—	3	8	9
総件数		19	50	29	40	57	73

(注) 生命身体事故等に該当しない場合も分野を特定している申出もある。

## (7) 消費者安全法第 30 条の規定による意見の聴取の手續に関する規程

### 消費者安全法第 30 条の規定による意見の聴取の手續に関する規程

平成 26 年 2 月 21 日  
消費者安全調査委員会決定

#### (総則)

第 1 条 消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 30 条の規定による原因関係者の意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）の手續は、同条に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

#### (主宰者)

第 2 条 意見の聴取は、消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）が指名する消費者庁消費者安全課事故調査室（以下「事故調査室」という。）の職員が主宰する。ただし、調査委員会が委員長、委員又は専門委員を指名して意見の聴取を主宰させることを妨げない。

#### (意見の聴取)

第 3 条 調査委員会は、意見の聴取を行うに当たっては、期日を定め、原因関係者の出席を求めて行うものとする。

- 2 事故調査室は、原因関係者に対し、あらかじめ、意見の聴取の期日及び場所を書面により通知しなければならない。
- 3 前項の書面には、調査委員会が作成する事故等原因調査に関する報告書の案（原因関係者に関係のある部分に限る。）を添付しなければならない。
- 4 第 1 項の場合において、原因関係者は、主宰者の許可を得て、代理人とともに出席することができる。ただし、原因関係者が病気その他やむを得ない理由により出席できない場合には、主宰者の許可を得て、代理人を出席させることができる。
- 5 原因関係者又は前項ただし書の許可を得た代理人（次項及び第 7 項において単に「代理人」という。）は、期日への出席に代えて、主宰者に対し、期日までに文書により意見を述べるることができる。
- 6 主宰者は、原因関係者又は代理人が指定した期日に出席せず、かつ、前項の規定により意見を述べない場合には、原因関係者又は代理人に対し改めて意見を述べる機会を与えることなく、意見の聴取を終結することができる。ただし、原因関係者又は代理人がその期日に出席せず、かつ、意見を述べないことについてやむを得ない理由がある場合においては、この限りでない。
- 7 主宰者は、原因関係者又は代理人の一部が出席しないときであっても、期日における意

見の聴取を行うことができる。

(意見の聴取の公開等)

第4条 期日における意見の聴取は、公開しない。ただし、調査委員会が公開することを相当と認める場合にあっては、公開することができる。

附 則

この規程は、平成26年2月21日から施行する。

## (8) 消費者安全調査委員会運営規程

### 消費者安全調査委員会運営規程

平成24年10月3日  
消費者安全調査委員会決定

#### (総則)

第1条 消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）の議事の手続その他調査委員会の運営に関し必要な事項は、消費者安全法（平成21年法律第50号）及び消費者安全調査委員会令（平成24年政令第249号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

#### (書面による議決)

第2条 緊急その他やむを得ない事情のある場合は、委員長の認めるところにより、事案の概要を記載した書面を委員及び当該議事に関係のある臨時委員に送付することにより賛否を問い、その結果をもって調査委員会の議決とすることができるほか、意見を徴することができる。

2 前項の場合において、委員長は、その議決に係る事項を次に招集する会議において報告しなければならない。

#### (会議への出席)

第3条 委員長は、臨時委員又は専門委員を会議に出席させ、事案につき説明させ、又は意見を述べさせることができる。

2 委員長は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。

#### (議事録)

第4条 調査委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席者の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 議決事項
- 六 その他の事項

#### (会議の公開等)

第5条 当事者若しくは第三者の権利利益を害するおそれ又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる等の公共の利益を害するおそれがあるため、調査委員会の会議の公開及び議事録の公表は、行わないものとする。ただし、調査委員会が必要と認める場合については、会議の全部若しくは一部の公開又は議事要旨の

公表を行うことができる。

2 会議の配布資料については、当事者若しくは第三者の権利利益を不当に害するおそれ又は意思決定の中立性が不当に損なわれる等の公共の利益を害するおそれがないものとして、別に定めるところにより、調査委員会が適当と認める場合は、当該部分を公表することができる。

(部会)

第6条 第2条から第5条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「調査委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って決める。

附 則

この規程は、平成24年10月3日から施行する。

## (9) 事故調査部会設置規程

### 事故調査部会設置規程

平成24年10月3日  
消費者安全調査委員会決定  
平成28年10月3日一部改正

#### (総則)

第1条 消費者安全調査委員会令（平成24年政令第249号）第1条第1項の規定に基づき設置する事故調査部会の設置、所掌事務及び審議対象の決定については、この規程の定めるところによる。

#### (事故調査部会の設置)

第2条 消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）に、次の事故調査部会を置く。

- 一 製品等事故調査部会
- 二 サービス等事故調査部会

#### (製品等事故調査部会の所掌事務)

第3条 製品等事故調査部会は、主として製品、食品及び施設に関する生命身体事故等について、次に掲げる事務を行う。

- 一 消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第16条第1号に規定する事故等原因調査を行い、報告書の案を調査委員会に提出すること。
- 二 法第16条第2号に規定する他の行政機関等による調査等の結果の評価を行い、評価の案を調査委員会に提出すること。
- 三 法第16条第3号に規定する内閣総理大臣に対する勧告及び同条第4号に規定する内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対する意見の案を調査委員会に提出すること。
- 四 その他前各号に掲げる事務を行うために必要な事務

#### (サービス等事故調査部会の所掌事務)

第4条 サービス等事故調査部会は、主として役務（製品及び施設の維持管理を含む。）に関する生命身体事故等について、次に掲げる事務を行う。

- 一 法第16条第1号に規定する事故等原因調査を行い、報告書の案を調査委員会に提出すること。
- 二 法第16条第2号に規定する他の行政機関等による調査等の結果の評価を行い、評価の案を調査委員会に提出すること。
- 三 法第16条第3号に規定する内閣総理大臣に対する勧告及び同条第4号に掲げる内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対する意見の案を調査委員会に提出すること。
- 四 その他前各号に掲げる事務を行うために必要な事務

#### (審議対象の決定)

第5条 調査委員会は、生命身体事故等について事故等原因調査等の対象として選定し

た場合には、当該生命身体事故等の性質等を踏まえ、第2条各号のいずれの事故調査部会においてそれぞれ前二条の事務を行うかを決定するものとする。

附 則

この規程は、平成24年10月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月3日から施行する。

## (10) 事故等原因調査等の対象の選定指針

### 事故等原因調査等の対象の選定指針

平成24年10月3日  
消費者安全調査委員会決定

消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第23条第1項に定める事故等原因調査及び法第24条第1項に定める他の行政機関等による調査等の結果の評価の対象となる生命身体事故等を選定するに当たり、次に掲げる要素を総合的に勘案して判断するものとする。

#### （公共性）

1 生命身体事故等に係る商品等又は役務と同種又は類似の商品等又は役務が広く消費者の利用に供されていること、生命身体事故等が個別の特殊事情によって生じたものではなく広く消費者に発生し得るものであることなど、同種又は類似の生命身体事故等が発生するおそれがあること。

#### （被害の程度）

2 単一の生命身体事故等が、法第2条第7項に定める重大事故等に該当すること。

#### （単一事故の規模）

3 単一の生命身体事故等において、当該生命身体事故等の性質に照らして多数の消費者の身体に被害が発生し又は発生するおそれがあること。

#### （多発性）

4 直近の一定期間に、同種又は類似の生命身体事故等が当該生命身体事故等の性質に照らして多数発生していること。

#### （消費者による回避可能性）

5 消費者が自らの行為によって生命身体事故等の発生を回避することが困難であること。

#### （要配慮者への集中）

6 高齢者、障害者、乳幼児その他の消費者安全の確保の観点から特に配慮を要する者が主として被害を受け又は受けるおそれがあること。

なお、事故等に関する事実が確認できない等の理由により、事故等原因調査等の対象として選定しなかった案件であっても、その後に入手可能となった情報等に基づき、事故等原因調査等の対象として選定することがありうるものとする。

## (11) 消費者安全調査委員会による情報の公表について

### 消費者安全調査委員会による情報の公表について

平成24年11月6日  
消費者安全調査委員会決定

消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）の行う事故等原因調査等は、事故等の再発・拡大を防止し消費者の安全を確保するために行われるものであるから、その情報をできる限り被害者等及び消費者に提供し、事故等の再発・拡大防止に役立つ、という要請がある。また、調査委員会の活動状況に関する説明責任を果たす観点からは、透明性の確保が求められる。

しかし、一方で、調査委員会が事故等原因調査等を適切に遂行することも調査委員会の責務であることから、調査の密行性や調査委員会での自由な議論が可能となる環境を確保して、円滑に事故等原因調査等を実施する、という要請もある。

さらに、事故等の原因関係者その他の関係者（以下「関係者等」という。）の正当な利益を害さない、という要請もある。

調査委員会による情報の公表については、これらの要請のバランスを保つ必要がある。したがって、調査委員会は、事故等原因調査等に係る情報について、原則として次のとおり取り扱うものとする。

#### 第1 調査委員会における情報の取扱い

##### 1. 事故等原因調査等の内容及び結果の取扱い

- (1) 事故等原因調査等の内容及び結果の公表は、報告書による。
- (2) 上記(1)にかかわらず、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第31条第3項に規定する場合のほか、報告書を公表するまでの間に、調査委員会が事故等の再発・拡大防止のため消費者へ情報を提供する必要があると判断した場合には、関係者等への影響を考慮しつつ、適切な範囲で情報を公表する。

##### 2. 調査等を行う事故等を選定したという事実の取扱い

- (1) 調査委員会が特定の事故等を事故等原因調査等の対象として選定したという事実は、公表しない。ただし、選定した事故等の件数及びそれらの属する製品・役務等の分野名は公表する。
- (2) 上記(1)にかかわらず、当該事故等を選定したという事実を公表しても事故等原因調査等に支障がなく、関係者等への影響を勘案しても、消費者へ情報を提供する利益が上回る場合には、選定したという事実を公表する。

##### 3. 報告書の公表後における取扱い

調査により収集した情報、分析等のデータ、調査従事者の意見等の原資料は、報告書の公表後においても公表しない。

#### 4. 申出に関する情報の取扱い

申出の件数及びそれらの属する製品・役務等の分野名を、消費者事故等に該当しない事案を含め、公表する。

なお、調査委員会は、法第29条第1項及び第2項の規定に基づき、申出に係る生命身体事故等の情報を消費者庁に通知する。

#### 第2 委員等の対応

##### 1. 事故等原因調査等の内容等について

委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、上記第1に基づき調査委員会が公表する情報以上のものは、公表しない。

##### 2. 報告書について

(1) 委員等は、報告書に記載された内容を消費者に分かりやすく解説することが推奨される。

(2) 上記(1)の解説において、委員等が報告書について個人的な見解に基づき話をするときは、「私見によれば」と断り、調査委員会としての見解との区別を明らかにすることとする。

(3) 委員等は、上記(1)の解説を行う場合などには、関係者等の正当な権利を害することがないように留意することとする（例えば、関係者等による個別の供述などについては、本人の同意なくこれを明らかにすることはできない）。

#### 第3 検討

調査委員会における情報の取扱い及び委員等の対応については、具体的な事故等原因調査等の実施状況等を踏まえ、更に検討するものとする。

## (12) 消費者安全法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）

### （衆議院消費者問題に関する特別委員会（平成 24 年 8 月 1 日））

一 消費者安全調査委員会は、事故等原因調査等を完了した後に、究明した事故等の原因（事故については、事故に伴い発生した被害の原因を含む。）に変更を生じる可能性のある新たな証拠又は知見が利用可能となった場合において、生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため当該生命身体事故等に係る事故等原因を再度究明することが必要であると認めるときは、事故等原因調査等を改めて行うこと。

二 消費者安全調査委員会は、必要な調査等が漏れなく行われるよう、生命身体事故等の中からその対象を選定するため、「公共性」「単一事故の規模」「多発性」「消費者自身による回避可能性」「被害の程度」等の観点を踏まえ、指針を策定すること。

三 消費者庁は、消費者安全調査委員会の委員の一部を常勤とすることを検討すること。

四 消費者安全調査委員会が、事故等原因調査に必要な事故現場の検証や生命身体事故等関係者からの事情聴取について、刑事手続との関係で制約されることなく十分に実施することができるよう、必要な措置を講じること。この場合、警察等の捜査機関にあつては、消費者の利益の確保と再発防止を図る観点から、積極的に資料提供に協力すること。

五 消費者庁は、多種多様な生命身体事故等に係る事故等原因調査等や、申出制度・情報提供等における被害者支援を消費者安全調査委員会が十全に行えるよう、その事務局機能の充実強化を図ること。

### (13) 消費者安全法の一部を改正する法律案附帯決議（抜粋）

（参議院消費者問題に関する特別委員会（平成24年8月28日））

- 一、消費者安全調査委員会は、必要な調査等が漏れなく行われるよう、生命身体事故等の中からその対象を選定するため「公共性」「単一事故の規模」「多発性」「消費者自身による回避可能性」「被害の程度」等の観点を踏まえ、指針を策定すること。
- 二、消費者安全調査委員会が、事故等原因調査に必要な事故現場の検証や生命身体事故等関係者からの事情聴取について、刑事手続との関係で制約されることなく十分に実施することができるよう、必要な措置を講じること。この場合、警察等の捜査機関にあっては、消費者の利益の確保と再発防止を図る観点から、積極的に資料提供に協力すること。
- 三、消費者安全調査委員会は事故等原因調査等を完了した後に究明した事故等の原因事故については事故に伴い発生した被害の原因を含む）に変更を生じる可能性のある新たな証拠又は知見が利用可能となった場合において、生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため当該生命身体事故等に係る事故等因を再度究明することが必要であると認めるときは、事故等原因調査等を改めて行うこと。
- 四、事故等原因調査の報告書の作成に当たっては、被害者等が報告書を閲覧することに留意するとともに、その内容が生命身体被害の発生又は拡大の防止に資することを踏まえ、記述はできるだけ平易な表現で具体的に行うなど、消費者に理解しやすいものとなるよう十分配慮すること。
- 五、消費者庁は、多種多様な生命身体事故等に係る事故等原因調査等や、申出制度・情報提供等における被害者支援を消費者安全調査委員会が十全に行えるよう、その事務局機能を含めた体制の充実強化を図ること。また、消費者安全調査委員会の委員の一部を常勤とすることを検討すること。
- 六、消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施に当たっては、独立行政法人国民生活センターが商品テスト等において果たしてきた役割に鑑み、その技術やノウハウ等必要な機能の維持・充実により、実効性の向上を図ること。

## (14) 事務局機能の充実

### ① 事故調査室員の推移（いずれも4月1日現在）

表3 事故調査室員の推移

年度	平成29年	平成28年	平成27年	平成26年	平成25年	平成24年
常勤	17名	17名	18名	18名	16名	11名
非常勤	6名	6名	5名	4名	5名	3名

### ② 事故調査室員に対する研修（平成28年度、平成29年度の例）

- ・ 事故調査とは何か
- ・ 国際規格「ガイド50」子どもの安全の指針
- ・ R-MAP分析
- ・ グリーフケア
- ・ 事故等被害者家族の講演

## (15) 消費者安全法施行令（平成二十一年政令第二百二号）（抜粋）

内閣は、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第二条第五項各号及び第六項各号、第十条第一項第三号及び第二項第三号並びに第二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（消費者の生命又は身体について被害が発生した事故が消費者事故等に該当することとなる被害の程度）

第一条 消費者安全法（以下「法」という。）第二条第五項第一号の政令で定める被害の程度は、次の各号のいずれかに該当する被害の程度とする。

一 死亡

二 負傷又は疾病であつて、これらの治療に要する期間が一日以上であるもの（当該治療のため通常医療施設における治療の必要がないと認められる軽度のものを除く。）

三 一酸化炭素その他の内閣府令で定める物質による中毒

（消費安全性を欠く商品等又は役務の使用等が行われた事態が消費者事故等に該当することとなる要件）

第二条 法第二条第五項第二号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該商品等又は当該役務が、法律（これに基づく命令を含む。以下同じ。）の規定に基づき事業者が商品等又は役務をこれに適合するものとしなければならないこととされている消費者の生命又は身体の安全の確保のための商品等又は役務に関する基準に適合していなかったこと。

二 前号に掲げるもののほか、当該商品等又は当該役務の使用等において、物品（飲食の用に供するものを除く。）、施設又は工作物に、破損、故障、汚染若しくは変質その他の劣化又は過熱、異常音その他の異常が生じていたこと。

三 第一号に掲げるもののほか、当該商品等又は当該役務の使用等において、物品（飲食の用に供するものに限る。以下この号において同じ。）が腐敗し、変敗し、不潔となり若しくは病原体により汚染されており、又は物品に有毒な若しくは有害な物質が含まれ若しくは付着し、異物が混入され若しくは添加され、若しくは異臭、その容器若しくは包装の破損その他の異常が生じていたこと。

四 前三号に掲げるもののほか、当該商品等又は当該役務の使用等において、消費者に窒息その他その生命又は身体に対する著しい危険が生じたこと。

（消費者の生命又は身体について被害が発生した事故が重大事故等に該当することとなる要件）

第四条 法第二条第七項第一号の政令で定める要件は、消費者の生命又は身体について次の各号のいずれかに該当する程度の被害が発生したこととする。

一 死亡

二 負傷又は疾病であつて、これらの治療に要する期間が三十日以上であるもの又はこれらが治ったとき（その症状が固定したときを含む。）において内閣府令で定める程度の身体の障害が存するもの

三 一酸化炭素その他の内閣府令で定める物質による中毒

（消費安全性を欠く商品等又は役務の使用等が行われた事態が重大事故等に該当することとなる要件）

第五条 法第二条第七項第二号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 第二条第一号に該当し、かつ、次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 当該商品等又は当該役務の使用等において、物品（飲食の用に供するものを除く。）、施設又は工作物の消費安全性を確保する上で重要な部分に、破損、故障、汚染又は変質その他の劣化が生じていたこと。

ロ 当該商品等又は当該役務の使用等において、物品（飲食の用に供するものに限る。）に、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二条第一項に規定する毒物若しくは同条第二項に規定する劇物、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第四十四条第一項に規定する毒薬若しくは同条第二項に規定する劇薬又はこれらと同等の毒性若しくは劇性を有する物質が含まれ又は付着していたこと。

二 前号に掲げるもののほか、当該商品等又は当該役務の使用等において、消費者に窒息その他その生命若しくは身体に対する著しい危険が生じ、又は火災その他の著しく異常な事態が生じたこと。

（消費者庁長官に委任されない権限）

第九条 法第四十七条第一項の政令で定める権限は、法第六条第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）、第七条、第十一条の十一第一項（法第十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）、第十一条の十二第一項、第十一条の二十二、第十三条第四項、第十四条第一項（関係行政機関の長（国務大臣であるものに限る。）に対する協力の求めに係る部分に限る。）、第十九条、第三十一条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条、第三十八条第二項（関係行政機関の長（国務大臣であるものに限る。）に対する情報の提供に係る部分に限る。）、第三十九条、第四十条第二項、第三項及び第五項から第八項まで並びに第四十一条から第四十四条までの規定による権限とする。